

【委員会記録】

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11 時 05 分)

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】(資料①)

- 議案第1号 平成 24 年度徳島県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第 23 号 平成 24 年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第 24 号 平成 24 年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第 25 号 平成 24 年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について
- 議案第 26 号 平成 24 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について
- 議案第 28 号 徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約について
- 議案第 29 号 川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋上部工の請負契約について
- 報告第2号 損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 県土整備部関係「施設・公物設置管理の基準」に係る条例の制定について(資料②)
- 四国横断自動車道・新直轄区間(小松島市江田地区・中田地区)設計協議調印について(資料③)
- 徳島県県営住宅集約化PFI事業について
- 通学路における緊急合同点検について

海野企業局長(県土整備部長事務取扱)

今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の目次をごらんください。

今回提出を予定しております案件は、平成 24 年度一般会計補正予算並びにその他の議案等といたしまして、受益市町村負担金、請負契約及び専決処分の報告についてでございます。

まず資料の1ページ、一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

このたびの補正予算につきましては、三連動地震対策を初めとする切れ目ない防災・減災対策など、県民生活の安全・安心を確保する公共事業の追加を行うものであり、震災避難場所の確保と活動拠点の機能強化、公共施設の地震津波対策、落石危険の除去、護岸の補修、陸間の統廃合など、地域生活を守る災害予防対策を実施することとしております。

表の下から3段目、計の欄を横にごらんください。左から3列目、補正額の欄に記載しておりますとおり、今回、県土整備部合計で 28 億 264 万 3,000 円の増額をお願いしております。その右隣の計欄には補正後の

額を記載してございますが、525 億 4,876 万 7,000 円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

次に2ページ、特別会計でございますが、今回、特別会計の補正はございません。

続く3ページから7ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。

まず3ページ、都市計画課では、公園整備事業費等、補正額の欄の最下段に記載のとおり9億 3,307 万円の補正をお願いしております。

4ページ、河川振興課でございますが、河川海岸維持修繕費等、合計で11 億 1,339 万 7,000 円の補正をお願いしております。

5ページ、砂防防災課でございますが、砂防維持修繕費で1,100 万円の補正をお願いしております。

6ページ、道路整備課でございますが、道路維持修繕費等、合計で4億 6,900 万円の補正をお願いしております。

7ページ、運輸政策課及び港湾空港課でございますが、港湾海岸施設維持補修費等、合計で2億 7,617 万 6,000 円の補正をお願いしております。

9ページ、その他の議案等でございます。

まず、(1)受益市町村負担金でございますが、このページから15 ページにかけまして、事業の実施を予定しております各市町村ごとに事業内容、事業費、負担金の額、事業費に対する負担金の割合を記載いたしております。

まず、9ページは、公共街路事業等、都市計画課が所管する事業でございます。

10 ページは、旧吉野川流域下水道建設事業で、下水環境課が所管する事業でございます。

11 ページ及び12 ページは、県単独砂防事業等、砂防防災課が所管する事業でございます。

13 ページ及び14 ページは、道路局部改良事業等、道路整備課が所管する事業でございます。

15 ページは、港湾改修事業等、運輸政策課及び港湾空港課が所管する事業でございます。

これらの事業につきましては、地元市町村と事前に十分協議をした上で実施しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に16 ページ、(2)請負契約でございますが、16 ページ、アの徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工、17 ページ、イの川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋上部工に係る請負契約につきましては、一般競争入札によりそれぞれ資料記載の共同企業体が落札いたしております。

18 ページ、(3)専決処分の報告についてでございますが、道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告について記載しております。那賀町地内の県道木沢上那賀線などで発生しました道路事故11 件につきまして、19 ページまでに記載の賠償金額でそれぞれ和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上で、提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続いて報告を4件させていただきます。

第1点目は、県土整備部関係「施設・公物設置管理の基準」に係る条例の制定についてでございます。

お手元の資料(その1)でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次及び第2次一括法が公布されたことに伴い、これまで国が省令で規定していた公営住宅の整備基準や道路構造の技術的基準等を県の条例で定めることとされました。今回の条例案では、地域の自主性及び自立性の拡大といった一括法の趣旨を踏まえ、本県の持つ特性や地理的条件などを考慮し、安全・安心、ユニバーサルデザイン、少子化対策の視点から本県独自の基準を定めたいと考えております。具体的には、次のページにありますように、中山間地等で比較的交通量の少ない路線において1.5車線の道路整備を行うなど、地域の実情に応じた道路区分の明確化、都市公園の出入口や通路等に「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」の基準を義務化、子育て世帯の経済的負担軽減を図る観点から、県営住宅への子育て世帯の入居対象範囲の拡大などを設けたいと考えております。今後、県議会での御論議やパブリックコメントを行った上で、条例成案作業を進め、11月定例会で条例案の御審議をお願いしたいと考えております。

第2点目は、四国横断自動車道・新直轄区間(小松島市江田地区・中田地区)設計協議調印についてでございます。

お手元の資料(その2)でございますが、四国横断自動車道・新直轄区間のうち、小松島市の江田地区、中田地区につきまして、地元対策協議会との協議が整いましたことから江田、中田両地区の設計協議確認書への合同調印が去る8月21日にとり行われました。両地区の調印により新直轄区間徳島東一阿南間の全地区における設計協議が完了しました。これを契機として、徳島東一小松島間につきましても用地取得や工事に早期着手していただき、新直轄区間が一日も早く供用されますよう国土交通省に協力してまいりたいと考えております。

第3点目は、徳島県県営住宅集約化PFI事業についてでございます。

県営住宅の集約化事業につきましては、去る6月11日に民間事業者の選定に係る入札を実施するための公告を行ったところであります。先週9月3日に入札及び開札を行ったところ、6事業グループから応札がありました。今後、県営住宅集約化PFI事業に係る事業者選定委員会において提案の内容について審議し、入札価格も含め、総合的に評価を行い、落札者を選定することとしております。年度内に本事業の契約を締結したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第4点目は、資料はございませんが、通学路における緊急合同点検についてでございます。

本県では、5月に高校生の交通死亡事故が発生し、また全国的に通学中の児童、生徒を巻き込む事故が相次いだことから道路管理者、教育委員会、警察等が連携し、小学校単位で通学路における緊急合同点検を進めてまいりました。その概要といたしましては、学校から980カ所の点検が必要との報告があり、過去に点検を実施した箇所などを除く868カ所について合同点検を行ったものであります。このたびの点検結果や過去の点検結果を踏まえ、現在対策を行っているもの、また対策の方針が決定しているものを除く844カ所について、今後、対策の実施について検討してまいりたいと考えております。

今後とも道路管理者を初め、教育委員会や警察等の関係者との連携、協力のもと、緊急性の高いものから順次対策を講じることで、通学路のより一層の安全確保を図ってまいります。

引き続き、職員の処分について報告させていただきます。

上司からのたび重なる指導にもかかわらず、職場などでの暴言及び暴行並びに器物損壊などを繰り返したため、去る7月12日付で東部県土整備局の職員を懲戒免職の処分といたしました。公務員としてあるまじきものであり、まことに遺憾であります。今後、職員一人一人に対し、繰り返し綱紀の肅正及び服務規律の確保を徹底し、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

岸本委員

それでは何点かお尋ねします。

きょうの配付資料の中で、別途資料(その1)「施設・公物設置管理の基準」に係る条例の制定について説明していただきました。その中の2ページ目、(1)の③道路の構造に関する基準について、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。例えば、従来までの国の政省令、規則、要領なのかわかりませんが、そこで規定されたものに対し、徳島県でこうやるということだと思いますが、今までがどうであって、今回どういうふうになるということについて教えていただきたいと思います。

瀬尾道路政策課長

2ページの道路の構造に関する基準の中で、1.5車線の道路整備のための道路区分の明確化についての御質問でございます。

1.5車線の道路整備とは、一定区間内に2車線と道路幅5メートルの1車線、さらには局部的な待避所などを組み合わせた整備手法でございます。現在、県道においては特例で認められております1車線の規格について、もちろん安全な通行に支障がない場合においてでございますが、今回の条例で標準的に1車線の規格を規定して、早急に整備が必要な津波迂回ルートなどでの1.5車線の整備を明確に推進していくこととなります。そのための改正でございます。

岸本委員

従来よりも厳しくなったという理解でよろしいか。

瀬尾道路政策課長

厳しくということではなく、従来はやむを得ない場合、県道で1車線整備という規格が認められていたのですが、今回はやむを得ない場合ではなく、安全な通行に支障がない場合において、特例ではなく、一般的に

規定するということでございます。ただ、厳しいということではなく、どちらかというと地域の実情に応じた柔軟な道路整備ができるような規制緩和の方向だと考えております。

岸本委員

従来まではやむを得ずという特例であったということで、特例ですので行く行くは直さないといけない。ないしは整備していかないとけないという縛りがあったが、今回 1.5 車線ということにすれば、2車線化を目指さなくてもいいようになったという理解ですか。

瀬尾道路政策課長

2車線化を目指さないということではなく、最終的には2車線にしていくのが望ましいのですが、今いきなり2車線ということではなく、とりあえず緊急的に早く円滑な道路の交通を確保するため、必要最小限の整備という段階的な状態ということで考えていただけたらと思います。

岸本委員

そうしますと、今回は特例というか、例外事項として、対向できるスペースをつくるということですか。それをつくればいいんだという理解ですか。

瀬尾道路政策課長

今までも特例でやっていたのですが、今回は特例ということではなく、ある一定の条件のもとでやっていくということでもあります。できるだけ早く円滑な交通を確保するという方向で進めていきたいということです。

岸本委員

それでは道路はこれぐらいにしておきまして、(3)「少子化対策」の視点ということで、公営住宅の入居収入基準、従来までは小学校就学前だったのを中学校を卒業するまでの者がいる世帯まで広げるということですが、従来の基準では、県営住宅の募集倍率はどれぐらいだったのですか。例えば、直近の募集は何倍ぐらいあったのですか。

松井住宅課長

県営住宅の募集倍率についての御質問でございますが、直近の平成 24 年8月の募集倍率につきましては、4.4 倍でございます。

岸本委員

例えば中学校まで広げるということになりますと、当然倍率は上がりますよね。小学校までの就学前の方にとっても 4.4 倍といった中、また倍率が上がるということになりますと、想定ではどれぐらいの倍率になりますか。

松井住宅課長

このたびの対象世帯としまして、公営住宅につきましては低額所得者を対象とした住宅でございます。原則として、15万8,000円以下の月収の方を対象としておりますが、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯につきましては住宅の確保が必要だろうということで、裁量階層として対象を広げているところでございます。そのうちの子育て世帯につきまして、従来は小学校就学前であったものを今回、中学校卒業までの子供がいる世帯に広げさせていただきたいというふうに考えているところでございます。今回の公営住宅、県営住宅の募集につきまして、先ほどの15万8,000円以下の一般階層と裁量階層につきまして、裁量階層の割合はおおむね2%から6%程度でございまして、全体に占める割合としましてはさほど大きくはございません。したがって、今回の子育て世帯につきまして、小学校就学前から中学校卒業前の児童がいる世帯に対象を広げさせていただきますが、確かに対象は広がりますので倍率は少なからず上がるかと思いますが、格段に倍率が上がるという状況ではないというふうに認識をしております。

岸本委員

困っている方に県営住宅という住空間を提供する中で、さらに門戸を広げ、適切に行き渡るとのことについてはどう考えていますか。

松井住宅課長

県営住宅につきましては、住宅困窮者に適切に供給されるように進めてまいりたいと思いますが、今回の施策対象につきましては、少子化の観点という立場から県営住宅が果たすことができる役割がございますので、少子化対策の一助となるべく、今回の対象にさせていただいたというふうに考えております。

岸本委員

少子化対策ということで、住宅が本当に不足しているということなら県営住宅をふやすべきですし、少子化対策で門戸を広げ、さらに厳しくなるということであるならば、本当にそれは少子化対策になるのか。本当に困っている方に対し、別の視点から検討するということが大事だと思うのですが、いかがですか。

松井住宅課長

今回、対象を広げさせていただきます観点は少子化対策でございますが、確かに県営住宅自体は少子化対策のためだけの施策ではございません。本来の目的は、住宅困窮者に対し、住宅を供給するための施策でございます。したがって、昨今の倍率なども踏まえ、公営住宅の供給状況を眺めつつ、今後適切に供給してまいりたいというふうに考えております。

岸本委員

この辺でこの質問を終わっておきますが、一括法を地方のほうで条例化できるということでございます。国のほうの分をなぜ地方にということは、国が画一的に全国どこでも同じようにということで、規律性を持ってました。その中で、地方は地方独自のことがあると。そういった例外に対する条例を定めるのが適切ではない

のかなというふうに思います。これはきょうで決まるというものではないと思いますので、また順を追って質問させていただきたいと思います。

それから今回の補正予算ですが、維持管理費は幾らになっていますか。また、中山間地をメインに構築していくわけですか。その辺について全体的に御答弁をいただきたいと思います。

中村県土整備政策課長

今回の9月補正予算でございますが、依然として厳しい経済情勢が続いております。また、南海トラフの巨大地震対策を見据えた切れ目ない防災・減災対策の実施が必要と考えております。今回の維持管理関係の予算につきましては、地震津波対策に加えまして、県民のニーズにきめ細やかに対応することができ、また経済効果の面で大きな効果が期待できる県単独事業として、今回補正をさせていただきました。具体的な内容といたしましては、生活道路における路肩の補強、落石危険箇所の除去、護岸の補修、陸間の統廃合、補修整備といったものを今回、県単維持の補正予算の中で組まさせていただきます。豪雨、台風などの自然災害にも備え、地域生活を守る災害予防対策という観点で、即効性の高い事業につきまして、積極的に進めていきたいと考えております。今回の補正額でございますが、県単の予算といたしまして、6億7,500万円の予算を計上しております。

岸本委員

中山間地への傾斜配分についての配慮に関してはどうですか。

中村県土整備政策課長

中山間地域におきましては、これまで公共事業予算のシェア確保につきまして、特に配慮させていただいたところでございますが、今回の補正予算におきましては、特に経済状況の疲弊が激しいところでございますので、先ほど申し上げました生活道路における路肩の補強、落石危険箇所の除去といった中山間地域での事業実施に当たりまして、配慮してまいりたいと考えております。

岸本委員

質問の趣旨といいますか、中山間地への配慮と経済疲弊が著しいということで、私が議員になりまして6年になりますが、ずっとそういうことで来ているわけですね。計画、予算段階で、なかなか数値や言葉では説明しにくい。そこに傾斜してどうなったと。それをまた来年、再来年もそういう形でいくのか。こういう結果になってきたからそうしますと。こういう予算配分にしたからこうなりましたというようなことで、説明していただけたら助かるのですが、それはわかりますか。

中村県土整備政策課長

今回の補正予算の措置に当たりましては、各庁舎、事務所のほうからいろいろ事業箇所の御意見、御要望なりをお聞きする中で、積み上げてきております。今後、事業実施箇所につきましてはさらに詰めまして、事業を実施してまいりたいと思います。今の時点でどこかというのを申し上げる状況ではないのですが、委

員がおっしゃいましたように中山間地にできるだけ配慮した形で事業執行に努めてまいりたいと考えております。

岸本委員

きょうはこれぐらいで終わりますが、疲弊している中山間地を手厚くすると言って、ずっとやってきたわけです。ですから、その効果がどうであり、だからこれを継続する。今後、ある程度は議会のほうに報告していただきたいなと。毎回、その言葉だけでずっとやってきていますので、どうなったということについて、係数としてもできれば出していただければと思いますが、言葉でも結構ですので、次回からは出していただきたいなというふうに思います。

竹内委員

今、会派の岸本委員のほうから質問がありましたが、補正額が6億7,500万円。ない中では少し頑張っているのかなという気もしますし、足りないのかなという気もいたします。我々、岸本副幹事長のもとでいろいろ市町村長さんとの会合などを持ちまして、意見交換をしたわけですが、その中で、町長さんから県道の真ん中に引くラインさえ消えているというお話がありました。細部まで維持補修をするということは、なかなか大変であるということは十分わかっているのですが、これから減災ということになると、そういうものがきちっとできていなければ、やっぱり被害は広がっていくだろうと。岩丸先生もおいでですが、神山町や美馬市木屋平というところは、いろいろな治山工事をした結果、山間部に台風が来ても以前のように大変な被害が出にくくなりました。最近では那賀町木沢のほうで崩壊しました。その辺では崩壊するところがいっぱいあるのですが、そういう工事をすることによって、被害が少なくなったことは事実であります。上勝町なんかは旭という一番雨が降っているところがあって、そこは過去に物すごい被害がありました。それが最近ではそういう大きな被害は少なくなってきている。これは工事をして、予防していただいたおかげかなというふうに感じております。県単をふやすといってもないそでは振れないと言われたら終わりですが、そこに配慮していただかないと、ラインも引いていないという話ではちょっと手抜きではないかなと。多分、各庁舎から要望が上がってきていると思います。18日にはそういうことも含め、知事のところに要望に参ります。その後、いろいろ細かい点については、付託委員会等々で要望や指摘をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、その点よろしく願い申し上げます。

もう一点は、先日内閣府より津波高浸水対策の想定というものが公表されました。これは一時期非常に暗い状況にもなりましたが、最大ということで受け入れざるを得ないのかなという気もいたします。徳島市沖洲は海拔ゼロメートルなのですが、最大一、二メートル程度の浸水が見込まれるというふうになっております。一方、あそこでは国直轄の沖洲地区において、マイナス8.5メートルの耐震岸壁を現在建設中であります。ことしも予算がつきました。これはもともと我々自民党が要望し、十数年間いろんな地元の人たちのことを聞きながら知事に強く要望し、国へ要望してもらった。御案内のとおりであります。それでやっと着工の運びとなった。最近になったら民主党がしたようなことを言って、コンクリートから人へとっていた民主党議員が改修式には来て、何か自分がしたようなことを言う。非常にけしからんなと私自身は思っております。これは我々自民党議員、県会議員たちが一つになってしたということを強く言うておきます。そうしないと誤解され

る。民主党の人は、コンクリートから人へと言いながら、最近、特に政権がかわってから式典に来るのは熱心です。大方が来る。自民党は代理が来て、後ろのほうにいる。非常に寂しいのですが、このことだけははっきり言っておかないと。民主党がしたものではありません。

（「自衛隊誘致もそう」と言う者あり）

そうです。自衛隊誘致も同じですが、それは私も本会議で言いました。それで、これから新たな想定津波を踏まえ、それに並行して災害発生時、救援物資あるいは人員等の輸送機能を早期に発揮するためのソフト対策に取り組む必要があると考えますが、具体的な取り組みを現在どのように進めているのか。できているのであればお伺いしたいと思います。

海野企業局長（県土整備部長事務取扱）

維持管理費についての予算確保ということで御指摘をいただいたところでございます。

この予算の確保につきまして、我々県民の生活に直結するところでございまして、やはり確保していくことが大変重要だというふうに思っておりますし、またこれまでつくってきたものがどんどんたくさんでき上がってまいりまして、それに伴って維持管理費はふえていかなければならないという認識を持っているところでございます。

また、維持管理費につきましては、やはり地域の経済、雇用におきましても即効性があるというふうに考えておりまして、そういった意味では維持管理費の部分について、これまでも努力し、維持はしてきているつもりではございますが、ふやす方向で努力していかなければならないと思っております。我々の公共事業予算全体をふやす中で、維持管理費の確保についても今後努めてまいりたいと思っております。

元木運輸政策課長

竹内委員のほうから沖洲外地区につきまして、ソフト対策なども含め、津波に備えてどうしているのかという御質問でございます。

沖洲外地区でございますが、先ほど委員からお話がありましたように水深 8.5 メートルの耐震強化岸壁ということで、まずハード面の整備を積極的に進めているところでございまして、それにつきましては今回の補正予算でも国のほうから県の当初予算よりも多くの内示をいただいたということでございまして、9月補正予算で約 5,000 万円の県負担金をお願いしているところでございます。

また、マリンピア沖洲地区でございますが、従来の県の想定でありますと、地域の高さが海拔 3.5 から 4.0 メートルあるということでございまして、ほとんどの地域が浸水しないというような状況になっておりました。しかし、8月 29 日に発表されました内閣府の津波浸水予測では、企業が立地しているエリアにつきましても一、二メートル程度浸水するというようなことになっておりますので、マリンピア地区の津波対策は喫緊の課題であるということでございます。昨年の東日本大震災を踏まえ、四国地方整備局でございますが、産官学の港湾関係者で構成する四国の港湾における地震・津波対策検討会議を平成 23 年9月に設置し、港湾における地震津波対策の検討を進めております。この中で、現在進めている耐震強化岸壁を初めとするハード整備はもとより、災害時におけるフェリーの輸送能力を生かした人員車両建設機械などの緊急輸送体制の構築や港湾臨海部で働き、また利用する人々を大規模な地震災害、津波から守るための避難対策の検

討、大規模な災害発生時に港湾機能を維持継続し、緊急物資輸送活動、企業物流継続活動などに必要な港湾機能の早期復旧を図るための港湾BCPの策定などが課題とされているところでございます。

沖洲外地区におきましては、耐震強化岸壁を整備することにあわせまして、フェリーでの緊急輸送の構築というのが非常に大事な観点でございまして、オーシャントランス、南海フェリーとそれぞれ災害時における物流人員の輸送に関しての協定を締結しているところでございまして、今後も引き続き関係機関との協力体制について強化していきたいと思っております。

また、避難対策の観点でございますが、先ほど申しました四国の港湾における地震・津波対策検討会議の中で、港湾で働く人たちの避難対策のワーキンググループを国、県、関係者によって組織し、まず沖洲外地区をモデルケースとしまして、避難計画の検討に着手してまいりたいと思っております。

さらに港湾BCPにつきましても四国全体での広域的な視野にという観点でのBCPの策定が先ほどの会議で検討されていますし、今後、徳島小松島港のBCPの策定につきましても研究を進めてまいりたいと考えております。

竹内委員

鋭意進めていると。特にBCPの確立を早期に進めていただきたいということを申し上げておきます。港湾のいろんな施策というのは、岸壁をかさ上げするということもただごとではない費用がかかるということで、なかなか大変な部分があると思いますが、やっぱり南を中心に緊急的に。特に阿南市等々は非常に危うい。前にも嘉見委員のほうから指摘がありましたが、そういうできるところに国の金を十分に引っ張り出し、直轄でしていただけたところはしていただくというふうな状況をハードの面でもできるだけ早く頑張っていたきたい。我々自民党は国土強靱化基本法を提出しておりますし、公明党さんもそういう地震対策について公共事業などを中心にやらなければいけないと。我々は200兆円ですが、消費税からするわけではない。いろんなところを工夫して、建設国債などでやるのだらうと思いますが、そういう流れの中で、徳島県もおくれないうちにいち早く申請し、まず阿南市の一番裸の状態のところを早くやるということが大事だというふうに思いますので、ぜひ頑張っていたきたい。

また、企業局関係でメガソーラーについて質問したのですが、赤石の岸壁の一部において、耐震化ができていないところがあると聞きましたが、それは事実であるのか。そしてあそこにメガソーラーをするが、安全・安心というのは確保されるのか。わかれば答えていただきたい。

元木運輸政策課長

マリニピア沖洲で耐震強化岸壁を整備しているところでございますが、赤石についてはどうなっているのかということでございます。

県下5カ所において整備する計画で、耐震強化岸壁を順次整備しております。赤石につきましては、マイナス7.5メートルの耐震強化岸壁のハード整備が完成しておりまして、本年5月、施設として供用しております。そういうことも踏まえ、避難拠点、防災活動対策の拠点になるということで、企業局もメガソーラーを誘致していただいたと。双方ともに防災上、非常に重要な拠点であるという観点で整備していただいたというふうに考えております。

黒川委員

先ほど、部長のほうから通学路の安全点検の報告で980カ所を対象にしたとのことでした。これは点検前から結果がわかっていたかもしれませんが、さらに意を強くして、対応しなければならないというような特徴的な事例を御報告いただけたらと思います。

杉本道路整備課長

ただいま通学路における緊急合同点検のお話がありました。

これまでも通学路を初めとする道路の交通安全に関しまして、関係機関、地域住民と連携しながら道路の交通環境の整備に努めてきたところでございます。きょうの委員会報告にもありましたように、4月以降、自動車が下校中の児童を巻き込んで突入し、全国的に死傷者が多数発生する事故が相次ぎました。徳島県でも阿波市で帰宅途中の高校生に自動車が突っ込んだということで、今回、教育委員会、警察署、道路管理者が連携いたしまして、通学路におけます道路点検を実施してきたところでございます。

まず点検箇所でございます。きょうも御報告させていただきましたが、980カ所の点検が必要ということで、過去の点検箇所などを除きます868カ所について合同点検を行っております。特徴的なものについては、まだ詳しく分析できておりませんが、路肩を広げてほしい、警察の関係になりますが信号をつけてほしい、横断歩道を設置してほしい、また教育委員会の関係では道路の規制をしてほしいといったいろいろな意見が出ているところでございます。

今後こうした結果を踏まえまして、各関係者と協議を行い、通学路のより一層の安全を確保してまいりたいと考えております。

黒川委員

こんな事例という特徴的なお話があれば聞きたかったわけですが、私の近辺で知っている県道の部分で、橋がかかって、車が通れば人が通れないという狭隘な通学路があるわけで、そこを小学生や幼稚園が通学路としているわけです。なおかつ三連動地震が来れば、その橋は崩壊、崩落するといったことも考えられるような通学路があります。車だけが通れる。しかし人とのすれ違いはできない。歩道もそこへ添加することができない中、小学生や幼稚園児が通学路として使っている。しかし、地震が来れば、その橋は耐用年数から言っても落ちる可能性が高いといったようなことがあるのですが、そういった事例というのは把握できていないのですか。

杉本道路整備課長

今、委員がおっしゃったように、通学路の関係で橋梁が狭く、しかも地震時において、ひょっとしたら落橋するかもわからないといった事例については、今回の844カ所すべてちょっと詳しく分析できておりません。まず今回の箇所が上がってきたということだけでございますので、そういった事例がございましたら検討が必要かと思います。ただ、今回の通学路に関しては、緊急点検ということで短期的にできる、中期的にやらなけれ

ばならない、また長期的に取り組んでいくものということで分析いたしまして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

黒川委員

その結果はいつごろ集約されるのですか。

杉本道路整備課長

この集約につきましては、国に報告することになっておりますので、11 月末までに実施してまいりたいと考えております。

黒川委員

11 月議会には間に合うということでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

それでは、別の話をさせていただきます。

県道に民家が倒れかかってきている話を6月議会で質問させていただき、早速現場へ行っていろいろ調査をしたわけですが、調査結果はいかがですか。

松田建築指導室長

三好市池田町の大利というところの県道沿いで、老朽空き家の一部が県道に崩れかかってきているという事例について、黒川委員から御指摘をいただいたところでございまして、私どもで現地調査をいたしますとともに、まず所有者の特定をしなければならないということで、所有者を探しておりました。所有者につきましては、登記簿などで確定できましたので、実はせんだって所有者に対し、改修に向けての勧告文をもって第1 回目の指導ということでお話をしてきたところでございます。

黒川委員

それはいつ行って、結果はどうなったのですか。

松田建築指導室長

詳細については個人情報の関係もございまして、なかなかお話しにくいところもございしますが、所有者の方がちょっと病気になっているというようなこともございまして、差し当たって対応については兄弟間で相談してみるということでお話をいただいております。

黒川委員

危機管理部と県土整備部との関係をどうするかという話をちょっと質問させていただきたいと思いますが、三連動地震、南海トラフの巨大地震の問題で、耐震診断とか耐震改修とずっといくのですが、民家が倒れかかってきたり、道路をふさいだり、それから一般的な個人の民間住宅とあります。南海トラフでまず逃げると

いう話があり、逃げるのですが、逃げ道をふさがれる問題があります。それはブロック塀や個人の民家によりふさがれる。そうした場合の対応というのか、今後もブロック塀について質問したいわけですが、徳島県では補助を出していませんが、それから個人の民家が倒れてきた場合、そういった問題について県土整備部の対応でやると。そうでないところの部分についてはどこがやるのかといったすみ分けについて、これは何かあるのですか。

松田建築指導室長

私ども木造住宅の耐震化事業を担当しておりますが、住宅などの建築物に附属するブロック塀などにつきましては、私どもが所管するものであらうと考えております。また、震災に対する避難路の確保という観点で、避難路を整備していくというふうな事業につきましては、一義的には市町村で避難計画を立てていただく必要がございますので、市町村の事業だろうというふうに思っております。

黒川委員

避難路にしても市町村道の場合はそうなりますよね。当然、県道は県が管理するようになるだろうし、事前委員会ですのでそれ以上は言いませんが、耐震改修を進めるに当たって、私は制度上の問題もあると思っているのですが、徳島県は進んでいないというのがあるので、これらについても他県の進んでいる状況、なぜ進んでいるのかということと他県の状況も含め、対応してもらわねばならないという思いがあります。というのは、8年前から耐震診断を1万件やって、耐震改修工事を終えたのが700件そこそこ。それが他県では単年度で700件ぐらい耐震改修工事が進んでいるといったようなことがあるわけございまして、PRはされているようですが、制度上の問題があるのであれば、他県に学びながらその制度を導入するということも考えてもらわなければならないなという思いをしております。そういった意味で、徳島県の今の耐震改修を進めるということは、命を守ると同時に経済効果も高い。新築の一戸建ての着工件数というのは、この間ずっと漸減状態になっています。なおかつ新築着工というのは大手が入ってくる可能性がある。しかし、耐震改修であればほとんど地元の業者が関係し、経済効果も高いということになるのは数字的にも出てくるわけで、先ほど言った耐震改修は他県ではすごい効果を上げている。それは同時に経済効果をつくり上げているということになっているわけであります。

もう一つは木造住宅が倒壊した場合、市町村、県も一緒ですが、仮設住宅を建てなければならない。仮設住宅を建てるとなると、1戸400万円ぐらいの相当な費用がかかることになる。

そういった面で、経済効果の問題、そして今言った命を守るということ、それともう一つは倒壊した場合、そういった応急住宅を建てなければならないといった面もあるので、その3点ぐらいからしっかり対応してほしいなと。付託委員会のほうで質問するかもわかりませんが、しっかり答弁していただきたいと思います。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(12 時 00 分)